

足立区葬祭施設等設置整備基準

(趣旨)

第1条 この基準は、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成24年足立区条例第43号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づく基準及び足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例（昭和54年足立区条例第7号。以下「紛争予防条例」という。）の施行に関する運用基準として、葬祭施設等を設置する事業を行う者に対する指導、助言等に関し必要な事項を定め、足立区（以下「区」という。）及び事業者の事前協議により、良好な都市環境の整備を誘導することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭施設等 葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設、ペット火葬施設等その他区長が特に認める施設をいう。
- (2) 葬祭場 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (3) 遺体保管所 業として遺体を保管（運送契約に基づき一時保管するものを含む。）する施設で、葬儀を行う設備を持たないものをいう。
- (4) エンバーミング施設 業として薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行う施設で、葬儀を行う設備を持たないものをいう。
- (5) ペット火葬施設等 次のいずれかに掲げる施設をいう。
 - ア 犬、猫その他の愛玩用に飼育されていた動物の死骸の火葬に要する焼却設備を有する施設
 - イ 犬、猫その他の愛玩用に飼育されていた動物の死骸及び焼骨を埋葬する施設
 - ウ 犬、猫その他の愛玩用に飼育されていた動物の焼骨を納骨する設備を有する施設
- (6) 葬祭施設等の設置 葬祭施設等を新築し、増築し、改築し、又は既存建築物の全部又は一部を葬祭施設等の用途に変更することをいう。
- (7) 近隣関係住民 紛争予防条例第2条第6号イに規定する近隣関係住民をいう。
- (8) 隣接関係住民 紛争予防条例第2条第7号イに規定する隣接関係住民をいう。
- (9) 教育施設等 小学校、中学校、幼稚園、保育所その他これらに類するものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、葬祭施設等の設置に伴う環境整備及び管理運営にあたっては、周辺の居住環境、生活環境等に十分配慮するとともに、近隣関係住民から苦情があったときは、誠意をもって解決に努めなければならない。

(標識の設置等)

第4条 事業者は、葬祭施設等の設置をしようとするときは、近隣関係住民へ設置計画の周知を図るため、紛争予防条例第5条の規定に基づき、標識の設置を行うものとする。

この場合において、設置届出の提出、設置場所、設置期間、設置方法、記載事項等の変更については、紛争予防条例及び足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例施行規則（昭和54年足立区規則第19号。以下「紛争予防条例施行規則」という。）の規定による。

（説明会の開催）

第5条 事業者は、葬祭施設等の設置をしようとするときは、近隣関係住民に対し、紛争予防条例第6条の規定に基づき、設置計画の内容を説明するものとする。

（事前協議申請書の提出）

第6条 事業者は、紛争予防条例第5条の規定により標識を設置したときは、その設置日から7日以内に事前協議申請書（第1号様式）2部を区長に提出するものとする。

2 前項に規定する事前協議申請書で協議を必要とする事項は、環境整備及び管理運営に関する事項その他区長が必要と認める事項とする。

3 第1項の事前協議申請書には、次の各号に掲げる書類を必要に応じて添付するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 現地写真
- (3) 公図の写し
- (4) 権利者表（計画地及び隣接地を含む。）
- (5) 配置図
- (6) 各階平面図
- (7) 立面図
- (8) 雨水流出抑制設備図（敷地面積500㎡以上の場合）
- (9) その他区長が必要と認める書類

4 区長は、第1項の規定により事前協議申請書が提出されたときは、これを審査し、次条及び第8条に定める事項に適合していると認めるときは、基準適合通知書（第2号様式）を交付するものとする。

（環境整備に係る遵守事項）

第7条 事業者は、葬祭施設等の設置に伴う環境整備について、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 葬祭施設等の敷地は、現況幅員6メートル以上で通り抜けている道路に接していること。
- (2) 周辺環境の向上及び交通安全のため、葬祭施設等の敷地が接する全ての道路境界線に沿って幅員1.5メートル以上の歩道（自主管理のもの）を敷地内に整備すること。ただし、当該敷地が接する道路境界線のうち、公共歩道が整備されている区間又は行き止まりとなっている区間については、この限りでない。
- (3) 敷地周囲に1.5メートル以上の緩衝緑地帯等を整備すること。ただし、道路側については、前号の規定による。
- (4) 葬祭施設等の用途に供する部分の延べ面積100平方メートルあたり自動車1

台の割合で算出した台数分の自動車駐車を敷地内又は隣接地に確保すること。ただし、当該自動車駐車場は、最低でも自動車5台分を確保するものとする。

- (5) 必要に応じて自転車駐輪場を設置すること。
- (6) 周囲の景観等との調和に配慮した建物計画とすること。
- (7) 遺体又は棺が当該葬祭施設等の外部から視認されないように配慮した建物計画とすること。
- (8) 教育施設等の敷地境界線から100メートルを超える区域に葬祭施設等を設置するよう努めること。
- (9) 敷地面積が500㎡以上の場合、別に定めるところにより敷地内の雨水排水についての流出抑制を行うこと。ただし、敷地が荒川流域に存する場合は、区との協議により雨水流出抑制の全部又は一部を適用しないことができる。

(管理運営に係る遵守事項)

第8条 事業者は、葬祭施設等の管理運営について、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 葬儀等に伴う騒音又は焼香等の臭気が周囲の生活環境に支障を及ぼさないよう防音対策及び防臭対策を講じること。
- (2) 葬祭施設等周辺の道路状況により、交通渋滞等が予測される場合は、会葬者等の自動車による来場を自粛するよう呼び掛けるとともに、交通整理員を適正に配置する等により事故の防止措置を講じること。
- (3) 葬祭施設等の周辺地域内に商店街が隣接している場合は、会葬その他により、営業の妨げにならないよう配慮すること。
- (4) 周囲の景観を損ねるような広告物等の掲示は行わないこと。
- (5) 葬祭施設等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民から管理運営方法に係る苦情があったときは、当事者間で十分協議し、速やかに必要な措置を講じること。
- (6) 遺体又は棺の運搬作業を行うときは、建物の内部で運搬作業を行う等、遺体又は棺が当該葬祭施設等の外部から視認されないよう配慮すること。

(工事完了の届出及び検査)

第9条 事業者は、葬祭施設等の設置工事が完了した後は、速やかに工事完了届(第3号様式)を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による届出があったときは、工事完了検査を実施するものとする。
- 3 区長は、前項の規定による検査の結果、この基準に適合していることが確認できたときは、事業者に対して検査合格通知書(第4号様式)を交付するものとする。

(変更及び事業者変更)

第10条 事業者は、葬祭施設等の設置計画を変更し、又は事業者を変更しようとするときは、変更届(第5号様式)を区長に速やかに提出するものとする。

- 2 事業者は、葬祭施設等を譲渡し、又は賃貸する場合において、この基準に基づく区との協議、近隣関係住民との間で申し合わせ内容等があるときは、譲受人又は賃借人に引き継ぎ、これを遵守させるものとする。

(協議事項の履行)

第11条 事業者は、区と協議した事項について誠意をもって確実に履行するものとする。

(勧告及び公表)

第12条 区長は、本基準（条例第20条第1項に基づく基準に係る部分に限る。）に基づく協議及び区の指導に応じない事業者がある場合において、必要があると認めるときは、条例第24条に基づき、事業者に対し協議及び区の指導に応じるよう勧告することができる。

2 区長は、事業者が前項の規定による勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、条例第25条に基づき、事業者が当該勧告に従わない事実を公表することができる。

付 則（15足都建指発第395号 区長決定）

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。ただし、この要綱施行日前に着工したのものには適用しない。

付 則（17足都建調発第619号 区長決定）

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。ただし、この要綱施行の際、既に旧要綱による事前申出書を受理したものについては、旧要綱を適用する。

付 則（24足都建発第882号 平成24年11月21日 区長決定）

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。ただし、この要綱施行の際、既に足立区斎場の設置に関する指導要綱（17足都建調発第619号。以下「旧要綱」という。）による事前申出書を受理したものについては、旧要綱を適用する。

付 則（24足都建発第1109号 平成24年12月18日 区長決定）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（27足都建発第1224号 平成28年3月17日 区長決定）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の前日に、建築基準法第6条第1項に規定する確認申請が提出された計画については、この要綱の規定は適用しない。

付 則（30足都建発第1779号 平成31年3月26日 区長決定）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（2足都建発第2194号 令和3年3月31日 区長決定）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（7足都開発第3553号 令和8年3月31日 区長決定）

この基準は、令和8年4月1日から施行する。